

鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画(改訂案)に対するパブリックコメント結果

番号	項目	ご意見等(要旨)	村の考え方
①	利用者の視点に立った利便性の高い施設の整備について	よりよい村民サービスを目指して、村民の憩いの場として利便性の高い施設になっていただきたいことから、ATMの設置、コンビニ、カフェなどがあってもいいと思います。また村民交流・情報発信など多目的に活用可能な空間、一時的に多くの村民への対応可能なオープンスペースやホール(例えば確定申告や期日前投票、講演や子どもの習い事等の場所提供にも活用)などあった方が村民のためになると思います。	庁舎については、ご意見のとおり利便性や機能性の高い施設であることが求められております。庁舎の活用用途に関しては、防災拠点としての安全性を担保しながら、様々な村の実情などに加え将来的に負担が生じる維持管理経費も考慮する必要があります。 近年竣工した近隣自治体の庁舎を参考にすると、より良い住民サービスや、利便性の高い庁舎となるよう基本設計の段階で検討してまいります。
②	ユニバーサルデザインの案について	現在ユニバーサルデザインにはどのような案がありますでしょうか？各階に多目的トイレの設置、段差解消、防滑床材、スロープの設置、廊下には幅のゆとり、手すり設置、誘導ブロック、車いす対応のカウンターがあると思います。キッズスペース、授乳室の設置と公衆無線LAN設備の導入はぜひ実施していただきたいです。	多目的トイレ、エレベーター、段差解消等、昨今の庁舎に求められる基本的な設備は想定しておりますが、更なる具体的なバリアフリー・ユニバーサルデザインの導入に関しては、基本設計時に様々な角度から導入の必要性について決定してまいります。
③	バス停の設置について	新しい新庁舎前には、バス停の設置があるといいと思います。(移動手段にバスの選択肢があってもいいのではないのでしょうか。将来的には村内を巡回するような無人バスができるいいと思います。)	新庁舎の建設場所が確定し、今の路線バスの停留所位置では利便性が損なわれるような状況となった場合には、路線バス運行会社と協議し、バス停の位置を変更することもあり得ます。また、村内巡回バスについては、今後検討してまいります。
④	駐車場について	駐車場に関してですが、雨にも濡れずに車を駐車できるようにしていただきたいです(屋根の設置や駐車スペースを地下にするなど)。車いす・ベビーカー使用にも配慮した幅がほしいことから、思いやり駐車区画の台数は増やしてほしいです。鳴沢村は豪雪地帯であることから、雪が降ったときのことを考え、駐車場面積は一般基準より広めに算定したほうがいいと思われます。除雪した雪を一時的に置く場所も必要であり、駐車場面積は今より広めに確保された方がいいと思います。 現状通り、新庁舎を建設するのであれば、 ・将来職員数や来訪者が減れば、駐車場のスペースも減ると思います。 ・電気自動車用の充電設備が考慮されていません。 ・庁舎単独の建設では無く、村の施設に隣接すれば、広い駐車場で多目的に使えます。例えば、道の駅、コンビニとか新庁舎内に図書館を作り利用者分も含めて共用化して広い駐車場にして欲しいです。	駐車場の規模につきましては、他自治体でも算定の際に使用されている方法を用いて必要とされる規模を算定しましたが、思いやり駐車ゾーンについては、可能な限り台数を多めに整備したいと考えております。思いやり駐車ゾーンへのキャノピーの整備などについても、基本設計の段階で検討してまいります。 また、降雪時の雪の処理等を考慮し、駐車場敷地も可能な限り広く確保したいと考えております。 駐車場面積については、現状の公用車・来庁者・議員数・職員数などから必要最低限の面積を算出しております。この算定台数が日常的に全部使用されることはないと思われますが、災害時の対応スペースとしても活用することがありますので、この算定面積を基準として設計してまいります。 電気自動車用充電設備に関しては、カーボンニュートラル促進の観点からも、敷地内に設置いたします。 庁舎については、必要とされる設備・機能から適正な規模を算定しており、庁舎内に図書館機能を備える予定はありません。しかしながら、災害時の対応を含め、駐車場は可能な限り広く整備したいと考えております。
⑤	新庁舎の設置位置について	新庁舎の設置位置についてですが、様々な角度から検討する必要があると思います。環境保全としてはどうか、村づくりとしてはどうか、機能性や利便性としてはどうか、防災拠点としてはどうか、経済性としてはどうか、可能面積の算定など、最も肯定的な意見が多かった場所を立地場所として最適と判断するべきと考えます。第一にコストのみを考えると、現在の場所以外での建て替えが望ましいと思われます。莫大なコストがかかるため(税金を使用するため)、ただ古いから少し広めに新しく建て替えるだけの単純な計画ではなく、他の市町村が鳴沢村の新庁舎を理想とするような、村民の未来のための新庁舎建て替え計画であってほしいと切に願います。 ・策定から6年以上が経過し、世代も若くなり、住民ニーズも変わり、再度確認すべきと思います。 ・交通量の多い国道139号に車の出入口があるのは、危険な場所だと思います。来訪者は高齢者・軽自動車が多く、現在地では交通量が多いため安全確認が不十分で流れに乗れない急な飛び出しが多々あり、急ブレーキをかけるなど危険な割り込みを感じます。高齢者が安全に利用できるようにするために、信号機の近く、かつ一歩脇道に入るところへ移動すべきです。例えば、JA鳴沢村集出荷所など。	新庁舎建設位置につきましては、鳴沢村庁舎整備検討委員会から、来庁者の利便性、建設コストの低減、拡張性等を総合的に判断すると、「現庁舎周辺の別の場所」への建て替えが望ましいとの報告書が提出されております。このため、現庁舎周辺で庁舎建設に必要な用地の取得を図ってまいります。 ご意見のとおり目先の計画ではなく、将来を見据えた計画となるよう機能性や利便性、環境への配慮など様々な観点から良質な庁舎となるよう視野を広げ、目指すべき庁舎の姿を追及してまいります。 また、「現庁舎周辺の別の場所」との答申から、国道から近い場所での建設を目指してまいります。庁舎への出入りにつきましては、安全な出入りができるよう基本設計の段階で十分考慮し、安全確保に努めてまいります。

鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画(改訂案)に対するパブリックコメント結果

番号	項目	ご意見等(要旨)	村の考え方
⑥	庁舎の規模について	マイナンバーカードを使うことで、業務内容が変わり、ネットを使うことで来訪者が減るのでは。 今よりネットワークの機能が普及して、ペーパーレス化を推進すれば、オンラインでできる業務が増え、逆に窓口業務が減るのでは。	マイナンバーカードの主な利用目的としては、住民票・印鑑証明・所得証明・課税証明等のコンビニでの発行が想定されます。このようなサービスを利用する方の庁舎への来訪度合いは減少すると見込まれますが、現状、庁舎へ来なければ目的を達することができない手続き・相談等も数多くあることや高齢者やデジタル機器に不慣れな人々に対するサポートの需要が増えることも想定されます。 マイナンバーカードを所有することにより、マイナポータルから様々な行政サービスのオンライン申請が可能になり住民の利便性は向上しますが、窓口業務の仕事量と必ずしもリンクしているわけではありませんので、業務量が大幅に減少することはないと考えております。 また、今後さらなる庁舎内のネットワーク化を推進することにより、ペーパーレス化が進み、文書保存のためのスペースを削減することができ、他の業務スペースを充実することができると考えられます。
		想定規模に人口を3,069人とされていますが、仮に何年後に2,000人になった場合、役場がどうあるべきか。	現在の人口が2,000人になるといった極端な人口減少は、近い将来においては想定しておりません。庁舎建設を行っていく上では、当然ながら現在の人口をベースとしての人口増減を考慮いたしますが、仮に人口が減ったからといっても、行政に求められるサービスは今後より一層複雑多様化してくると思われるので、それらを見越した庁舎建設も必要であると考えております。機能性や効率性を可能な限り追求し、華美な要素を極力排除した庁舎を目指しておりますので、ご理解をお願いいたします。
		税金を使っているため建設費用を少なくするのであれば、富士河口湖町の出張所という扱いにしたら、もっと小さな庁舎になり、建て替え費用が削減できると思います。まず富士河口湖町との合併を最初に検討して頂きたい。一村民として、税金などを使ってこの人口を維持するために、新庁舎建設をするのは無駄だと思います。派出所レベルの規模で良いのでは。	富士河口湖町との合併を想定しての提案かと思われますが、現在両町村とも合併に向けての動きはありません。 現本庁舎は平成10年に耐震補強工事を実施しましたが、その後の東日本大震災の影響による損傷や経年劣化により、防災拠点として庁舎に必要とされている耐震安全性分類Ⅰ類の安全性を満たしておりません。加えて、DXやバリアフリーに対応しがたいこと、村民の利便性や事務処理効率性の低下をはじめとした様々な課題を抱えております。これらを踏まえて鳴沢村に求められる適正な規模の庁舎建設を進めてまいります。
		コロナ禍で多くの民間企業はリモートワークを推進し、現在もリモートワークを継続されている企業もあります。 窓口業務だけを残し、窓口以外の職員はリモートワークすると職場のスペースも削減できます。	役所の業務は窓口業務・個別相談・協議等対面での業務が必要とされ、ほとんどの業務においてリモートワークより実際に庁舎内で執務を行ったほうが業務効率が高まります。リモートワークを行える業務については限られた業務となりますが、セキュリティ上の問題や住民サービスの低下といった課題を解決しながら、リモートワークの体制構築も検討してまいります。 現時点では大幅なリモートワークは想定しておりませんので、執務スペースについては総務省の地方債庁舎標準算定基準を基にした面積で計画してまいります。
⑦	環境・景観に配慮した庁舎について	P13、基本方針Ⅳ、⑧では、CASBEEの評価を目指すことで環境負荷の低減を図るとなっています。 本庁舎の実際のランク評価を第三者機関から受けることで、村民への見える化にもなるので「BELS等の評価を取得する」としたらいかがでしょうか。	基本方針Ⅳ、⑦にあるようにNearly ZEBまたはZEB Readyの要件を満たした庁舎建設を目指しておりますが、それらの基準を取得するには、BELS評価取得が必須であります。ZEB取得の際はBELS評価結果が確認できますので、その際にご覧いただければと考えております。
⑧	基本方針について	P11～13は基本方針を示しており、重要な事項ばかりなので、進めるにあたり具体的に必要があると思われる。この基本方針の中に18カ所の「検討する」があります。 「検討する」の中には明らかに設置する必要があると思われるものも見受けられますので、それぞれ「設置する」「確保する」「整備する」「実現する」などの表現を用いてより村民に明確に示して進めていただきたいと思います。	ご指摘のとおり明らかに整備・設置すべき項目もありますので、訂正すべき項目につきましては、表現の仕方を変更いたします。

鳴沢村庁舎建設基本構想・基本計画(改訂案)に対するパブリックコメント結果

番号	項目	ご意見等(要旨)	村の考え方
⑨	耐震安全性の分類・用途指数・建築非構造部材・建築設備について	P25で、「構造体の耐震安全性分類は「Ⅰ類」、用途係数は「1.5」を適用します」となっています。また、P26では「建築非構造部材は「A類」を、建築設備は「甲類」を目指すこととしますが、費用対効果等の観点から今後検討を深め、設計段階において決定していくこととします」となっています。 本庁舎においては大規模な災害時でも構造体の補修することなく、人命の安全確保に加えて建物機能を維持できることが基本方針と定められていますので、天井材の落下等が発生しても好ましくありません。天井材の落下等の防止は難しい問題ではありますが、発生しないよう最大限の工夫や対策が求められると思います。 「設計段階において決定する」と書かれていますが、P29の設定条件の表のとおり、建築非構造部材は「A類」を、建築設備は「甲類」を適用するという理解で宜しいでしょうか。	ご意見のとおり、庁舎については防災拠点の核となる建築物であり、災害対策本部となる機能を果たす必要があるため、大地震などの災害発生時においても継続して庁舎が機能するよう、耐震強度等は他の公共施設に比べ強固であることが求められています。 新庁舎建設にあたっては、構造体の耐震安全性分類は「Ⅰ類」、用途係数は「1.5」を適用し、建築非構造部材は「A類」を、建築設備は「甲類」を目指しますが、建築構造及び費用対効果の観点から十分に検討し、設計段階において決定してまいります。
⑩	富士山噴火対策について	本庁舎計画での災害は地震を主に検討されていますが、本村は富士山噴火の災害も高い確率で想定されます。噴火に伴い発生が予想される衝撃波の窓ガラスへの影響や噴出物が建物に与える影響などを事前に富士山科学研究所等の専門機関にご教示いただき、可能な限り現段階で対策を行ったらいかがでしょうか。	大規模地震が発生した場合においても、建物の機能を維持できる耐震安全性について「Ⅰ類」とした庁舎づくりを進めてまいります。富士山噴火については、降灰・衝撃波などをはじめとした広域のかつ国レベルの大きな問題が生じるものであるため、専門的な角度から助言等をいただきながら極力対策を講じられるよう設計段階で十分考慮してまいります。
⑪	設計者選択について	P28、新庁舎のデザインの考え方で、「本計画との整合性を図り周辺景観と調和し村民に親しまれ、村のシンボルとなり得るデザインを取り入れます」となっています。 この趣旨は、庁舎のデザインは建築規模・構造、平面計画や機能性などに並び大変重要な要素であると読み取れます。 建物規模・構造、平面計画や機能性などは機械的に作成する要素もありますが、デザインは設計事務所や設計担当者の感性によるところが大きいため、設計者選定に当たっては、「技術提案方式(プロポーザル)」としないで設計競技方式(コンペ)とし、提案を受けた複数の設計案を村民に公開して意見等を募り、「村民の総意」として進めていくほうが「村民に親しまれる庁舎」となるのではないのでしょうか。 一般的には、本庁舎の趣旨を理解して設計案をしっかりと作成できる設計事務所は、相応な技術力、体制や同種の建物の経験があるのではないかと考えられます。	近年竣工した近隣自治体等の庁舎・学校等公共施設の建設を調査したところ、ほとんどの団体が「プロポーザル方式」を採用しておりました。 「設計者」を選定するプロポーザルと「設計案」を選定するコンペでは双方ともメリット・デメリットがありますが、コンペでは具体的提案を必要とするため、応募者・発注者ともに時間や経費がかかること、また、発注者側には選定時に専門的な知識が必要となります。一方、プロポーザルでは、コンペに比較して応募者の時間や経費が少なく済むことや発注者の意見要望を反映したプロジェクトにできることなどのメリットがあります。 平成30年に策定された庁舎建設基本構想・基本計画においても、検討委員会の中で慎重審議をしていただき「プロポーザル方式」により設計者を選定することとしております。今回の検討委員会においても、平成30年に策定された基本構想・基本計画は十分に議論を重ねてまとめられたものであり、庁舎建設の目指すべき姿として申し分ないことから、本基本構想・基本計画を継承すべきとの答申をいただいております。